

大阪府障がい者施策推進協議会
第1回 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和7年5月9日（金）

午後1時30分から4時30分

場所：大阪赤十字会館302会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

つぐみ法律事務所 弁護士	東 奈央
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局次長	雨田 信幸
四幸舎和会理事長	大崎 年史
中小企業家同友会 全国協議会障害者問題委員会副委員長	奥脇 学
大阪難病連事務局長	尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会理事長	小田 多佳子
大阪自閉スペクトラム症協会会長	片山 泰一
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田 隆之
東大阪大学こども学部こども学科教授	潮谷 光人
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋 あい子
大阪聴力障害者協会会長	長宗 政男
四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長	成澤 佐知子
大阪府精神障害者家族会連合会 副会長	堀居 努
大阪府医師会 理事	前川 たかし
大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長	山崎 重彦

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから、「大阪府障がい者施策推進協議会 第1回第6次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、障がい福祉室長の村上より、ご挨拶を申し上げます。

○村上室長

大阪府福祉部障がい福祉室長の村上でございます。第1回第6次大阪府障害者計画策定検討部会の開会。にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆さんにおかれましては、ご多忙の中、本部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、現行の第5次大阪府障がい者計画は、令和元年度に、計画策定検討部会で、ご議論いただきまして。コロナ禍の真っ只中の令和2年8月に、大阪府障がい者政策推進協議会で取りまとめたいただきました。意見具申を最大限尊重いたしまして、令和8年度までの計画として策定したものでございます。

本部会では、府の今後の障がい者施策の道標となる、第6次大阪府障がい者計画について、ご議論いただくことになります。この間、国連障害者権利委員会による総括所見の採択、障害者差別解消法の改正、旧優生保護法の違憲判決など、障がい者に関わる様々な動きがございました。また、現在、この大阪において、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした大阪・関西万博が開催されています。こうした点も踏まえつつ、委員の皆様には、今後の「めざすべき社会」とはどのようなものか、また、これを実現するためにはどうすれば良いか、積極的にご議論くださいますようお願いいたします。

本日、第1回目の部会でございますが、年度内に計約6回の部会開催を予定しております。この部会でご議論いただきました内容をとりまとめ、今年度末には親会である推進協議会に意見具申をご報告いただきたいと考えております。委員の皆様には、大変ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日ご出席の委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

本部会は、1月31日に開催されました第58回大阪府障がい者施策推進協議会において、設置のご承認をいただきました。

また、大阪府障害者施策推進協議会条例第4条第1項に基づき、今年度決定されました推

進協議会の会長、桃山学院大学教授の小野会長により、同条例第6条第2項の規定に基づき、当部会に属する委員の皆さまをご指名いただき、ご就任いただいているところです。

本部会にご参画いただいております委員の皆さまを、お配りしております名簿に従い、ご紹介いたします。

つぐみ法律事務所 東委員ですが、ご都合により14時15分頃にご到着される予定です。

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局次長 雨田委員です。

有限会社奥進システム代表取締役 奥協委員です。

特定非営利活動法人 大阪難病連 事務局長 尾下委員です。

大阪手をつなぐ育成会 理事長 小田委員です。小田委員におかれましては、本日ご都合により途中でご退席されるご予定です。

社会福祉法人四幸舎和会 理事長 大崎委員です。

一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会 会長 片山委員です。片山委員は、ご都合により本日オンラインでのご参加となっております。

桃山学院大学 社会学部 教授 黒田委員です。

一般社団法人大阪精神科病院協会 副会長 澤委員におかれましては、業務のご都合により本日ご欠席されております。

東大阪大学 こども学部 教授 潮谷委員です。

一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 会長 高橋委員です。

一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長 寺田委員におかれましては、業務のご都合により本日ご欠席されております。

公益社団法人大阪聴力障害者協会 会長 長宗委員です。

社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園 施設長 成澤委員です。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長 難波委員におかれましては、業務のご都合により本日ご欠席されております。

公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長 堀居委員です。

大阪府医師会 理事 前川委員です。前川委員におかれましては、業務のご都合によりご到着が少し遅れる旨ご連絡をいただいております。

大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長 山崎委員です。

なお、本部会には、市町村の障がい福祉担当課からも2名のご参画をいただく予定ですが、それぞれの団体のご推薦時期が5月末頃の見込みであることから、ご就任いただく自治体は現時点で未定です。今後、市長会・町村長会からご推薦をいただき、事務局で委嘱手続き等を行ったうえで、次回部会からご参画をいただく予定としておりますことを申し添えます。

現在の部会委員の総数は18名であり、現時点でのご出席が13名、遅参の委員を含め

15名の委員のご出席をいただく予定となっておりますことから、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第、部会委員の名簿、資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3-1、資料3-2、資料4。以上、お揃いでしょうか。もし資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本会議につきましても、この後の議題で、会議を公開とすることも含めて、運営方法についてお諮りしたいと考えております。

会議を公開とすることとなった場合、配付資料と共に、委員の皆様の発言内容を議事録として府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前を仰っていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

最後に、本部会の部会長につきましては、大阪府障害者施策推進協議会条例第6条第3項の規定により、協議会会長からのご指名に基づき、桃山学院大学教授の黒田委員にお願いしたいと存じます。

それでは、以後の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

それでは早速議事を進めさせていただきます。私は桃山学院大学で、社会福祉、障がい者福祉を教えています、黒田 隆之と申します。よろしくお願いいたします。5、6年前になりますが、現計画の第5次計画の時も、このような策定部会で部会長をしております、6年ぶりの2回目という形になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の議題についてご説明いたします。

1 つ目の議題は、第6次障がい者計画策定検討部会運営要領についてです。

2 つ目は、第6次大阪府障がい者計画の策定の進め方・基本構成等についてです。

3 つ目は、令和7年度障がい者の生活ニーズ実態調査についてです。議題2及び3について委員の皆様のご意見がまとまりましたら、時間が許す範囲ですべての生活場面に通底する共通場面であります「地域を育む」についてご議論いただくことを予定しております。

初回から議題が大変多くなっております。終了は約3時間後ですが、16時30分を予定しております。委員の皆様には、議事の進行にご協力をお願いいたします。具体的には、発言内容を整理してコンパクトにさせていただけたらと思います。かなりご意見、活発に出てきます。時間を押すことが多くなってきますので、その辺りのところ、どうぞご協力をよろしくお願いします。

1 つ目の議題に関しまして、事務局の方から説明をお願いします。

【議題1：第6次障がい者計画策定検討部会運営要領について】

○事務局

はい。障がい福祉企画課です。1 つ目の議題につきまして、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。こちらは障がい者計画についての審議に先立ちまして、本部会の運営に関する基本的な事項を決定するために、お諮りするものです。

具体的な内容としまして、まず第2条で委員数を定めております。先に

先に司会よりご説明しておりますとおり、本日お配りしております名簿には18名の委員のお名前が記載しております。今後市町村からの委員をお二人追加しまして、こちらに記載のとおり、総数20名とする予定をしております。

続きまして、第3条 会議の公開についてです。先ほど司会から申し上げました通り、大阪府では、会議は原則として公開することとしておりますことから、本部会につきましても、本趣旨に基づき原則として公開することとしています。

第4条では会議の招集および議事進行に関すること、定足数に関することを定めております。

最後に、第5条では、部会長が必要と認める時には、本部会で委員以外の方のご意見も伺うことができることとしております。簡単ですが、事務局からの説明は以上とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

ありがとうございます。ではご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特段、この部会だけで何か他と違うような内容はないんですけれども、その形で説明させていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○黒田部会長

はい。では案の通りで進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

では、次に議題２ 第６次大阪府障がい者計画の策定の進め方、基本構成等についてです。まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

【議題２：第６次大阪府障がい者計画の策定の進め方、基本構成等について】

○事務局

障がい福祉企画課からご説明させていただきます。資料２－１を ご覧下さい。

こちらには、第６次大阪府障がい者計画の策定に向けました検討スケジュールをお示ししております。本部会では、次期計画にかかる意見具申案を取りまとめていただくことをゴールとした流れとなっております。

スケジュール案をご覧ください。基本的に２カ月に１回。全部で６回程度の部会開催を考えておまして、委員の皆様には大変ご負担をおかけしてしまうのですが、どうかよろしくお願いいたします。今年度中を目途といたしまして、本部会で意見を取りまとめ、意見不審案という形で整理いただいたものを、本部会の本体の会議体であります大阪府障がい者施策推進協議会に報告いたしまして、最終この協議会において、令和８年３月を目途に決定をいただきたいと考えております。策定スケジュールにつきましては、本年１月に開催しました本体の評議会のお示しした内容と概ね同じ内容となっておりますが、国におけます次期福祉計画の議論が前倒しとなることが見込まれておりますことから、府としても前倒しする必要があるということで、一部資料を変更しております。今後の部会の会議及び本題の協議会の方でご審。いただく予定の内容を記載しております。ご確認ください。

続きまして、資料２－２をご覧ください。第６次大阪府障がい者計画の構成等について、現時点の事務局の案をお示ししております。基本構成につきましてはこちらに記載しておりますように、現行の第５次計画を大筋で継承することとしながら、現在の実態を踏まえた記載内容としていきたいと考えております。

５つの基本原則と３つの最重点政策につきましても、府として、引き続き、取り組んでいくべきことばかりであるとの思いから、同じ内容としたいと考えております。加えまして、各取組みにつきましても、１つの共通画面と個別の生活画面に分けて整理するという構成も引き続き同じにしたいと考えています。

次に計画期間は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画が３年ごとの策定であることを踏まえますと、現行の計画と同様の６年間とするのがふさわしいものと考えております。

ニーズ調査を行うということについて記載をしておりますが、調査につきましては、議題３におきまして、改めて説明させていただきますので、ここでは調査を実施するということのみお伝えさせていただきます。

続いて、資料の下の部分の「計画の構成」をご覧ください。事務局としまして、現行計画からの変更を検討している箇所をご説明させていただきます。

まず、次期計画の基本理念につきまして、事務局の案としまして、「全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」ということをお示ししております。こちらは障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合える社会の実現をめざすという趣旨と、現在開催中の大阪・関西万博のテーマと連動するものにしたいと考えたものです。こちらについてはぜひ委員の皆様からご意見いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、「共通画面、生活画面に応じた取組」の中の生活画面6をご覧ください。現行計画では「ひととしての尊厳を持って生きる」としている部分ですが、先ほど申し上げました、基本理念と同様に障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合う姿勢というものをより示そうということで、「全ての人が尊厳を持って生きる」という案にさせていただきます。

また、共通画面の「地域を育む」につきまして、個別分野ごとの施策の方向性の項目の再整備ができないかということを考えてございます。具体的な変更点は3点ございます。

1点目は、現行計画では「障がい者虐待の防止や差別の解消」とされているところにつきまして、国連勧告の内容も踏まえまして、現在の内容に加えて、意思決定支援というものについて言及できればというふうに考えております。

2点目は、現行計画では、「障がい理解の促進と合理的配慮の浸透」、「ユニバーサルサインの推進」と個別に項目立てをしているところなんですけれども、いずれも共生社会を実現するための基礎的な取り組みであると考えまして、「障がい理解の促進」という大きなくくりで整理をしまし、その中で、それぞれの内容に触れたいと考えております。

3点目としましては、「情報保障」ということで、新規に項目を設定したいと考えております。現行計画でも複数の生活画面におきまして情報保障について言及しているところではありますが、令和4年5月に施行されました、いわゆる情報アクセシビリティ法の理念を踏まえまして、新たに項目を設けたいと考えているところです。

ただいまご説明させていただきました点以外は、基本的には項目としては据え置きまして、具体的な内容について、現状に即した内容に改めて作成していきたいと考えております。計画の構成の部分につきましては、事前説明の際に、委員の皆様からもさまざま意見をいただいたところです。本日、改めてご議論をいただければと考えております。

本日ご欠席の委員から3つの最重点施策のうち、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進の部分につきまして、特にご意見を賜っておりますので、事務局からご紹介をさせていただきます。

病院も地域におけるサービスの一つであり、地域との二項対立で議論することには非常に違和感がある。また、精神科病院の入院患者も高齢化が進んでおり、高齢者ではない長期入院患者が多くおられた時代を前提としたような、従来の地域移行のモデルを想定した議論とならないよう、留意すべきであるといったようなご意見をいただいておりますので、

ご紹介させていただきます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。先ほどご説明しました計画期間について、お示ししておりますとともに、他の計画との関係性もわかるように整理した資料となっております。本日は詳細な説明は省略させていただきますけれども、ご覧いただければと思います。長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。今日はお願いいたします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。資料2-1から3のところをご説明いただきました。ご質問やご意見ありましたら、お願いします。

○委員

資料2-2のいわゆる計画の構成のところで意見を3点言います。

1点目は、欠席の委員からもあった3つの最重点施策のところでは、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進という書きぶりに対し、大きく前進をしていただきたいという意見です。知的障がいの方も、地域移行ということが言われ始めた頃に入所施設にいらっしゃった方が確実にもう高齢化をしていて、同じように地域移行という言葉だけで済ませてはいけないのではないかということと、もう一つは地域移行ということが言われるようになったので、それよりも後の世代の知的障がいの皆さんは、入所施設ではなく地域で暮らすということを選択し、一定の年齢、例えば40歳ぐらいになってきておりますが、残念なことに知的障がいの皆さんは私の聞いているところでは95%以上、親との同居です。本人が願って同居しているのではなく、親から自立できないというのが現在の課題でございます。入所施設からの地域移行だけではなく、親との同居からの自立というのも考えての地域移行をめざしてほしいので、この書きぶりだけでは非常に物足りなく思っています。

2点目は、共通場面で書きぶりを変更されたということですが、真ん中の障がい理解の促進（合理的配慮及びユニバーサルデザインの推進）となっておりますが、合理的配慮という言い方が、どうしても人をお願いをするというイメージがございまして、そこを進めていこうと思ったら、もちろん理解が広がっていくということは重要ですが、私自身はもう理解してくださいっていうのはもう卒業かなと思っています。ありがたいことに社会全般、障がい者理解、障がい理解をしなければいけないというムードにはなっておりますので、この次の計画を立てるのであれば、理解するだけではなく、基礎的環境整備というものをきちんと広げていただきたいということで、合理的配慮だけではなく、基礎的環境整備という言葉もきちんと入れての計画策定に臨んでいただきたい。

3点目は、最重点施策のところで、「専門性の高い分野への支援の充実」というところがあります。現行の計画には「とりわけ高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者などへの支援について引き続き重点的に取り組んでいきます」という記載がありました。6年前はこの書きぶりでよかったんだと思いますが、

現在、知的障がいの世界では最も重要に感じているのは、強度行動障がいの状態にある人たちのことです。ここも非常に重点を置かなければいけないところですので、専門性の高い分野に強度行動障がいという言葉を入れ込んでいただきたいという希望です。よろしくお願い致します。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。いただいたご意見、その通りかなと思いますが、事務局の方でお答えされますか。

○事務局

はい。ご意見ありがとうございます。なるほどと思わせていただいた点多々あります。ただ、理解の促進という部分についても、ご指摘の通りだと思うのですが、府として、障がい理解の促進という部分が役割を終えたとまでは言えないのかなというふうに考えておりまして、だいぶ進んだとはいうものの、引き続き、取組みは続けていかなければいけないのかなとも思っているところです。

今いただいたご意見を踏まえまして、強度行動障がいの支援と地域移行の部分もこれからまたあの議論を進めていきたいと思っております。貴重なご意見、ありがとうございます。

○黒田部会長

理解ということと、基礎的環境整備をすることは、背反の関係ではなくて、両方やっていければいいのかなと思いますので、また文案を考えるときに検討したいと思います。ありがとうございます。

他にもご意見ありましたらお願いできます。

○委員

1点は質問です。計画の構成とか、策定の項目、あとのニーズ調査のところにも関わってくるかもわかりませんが、大阪府がこの間、先行して様々な調査をやっておられると思います。先ほど委員のお話にもあったような入所施設との関係で待機者調査などを2年連続でやっておられると思うのですが、そこで得られた結果や内容っていうのは、今後の計画に、一定で反映させるべきじゃないかなっていうふうに思っています。そのあたりについての今の計画を教えていただければと思います。

2点目は、基本理念に関わってです。「全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」ということで、特に言葉にこだわるつもりはないのですが、自立支援っていうことについては、実はこの障がい者施策の様々な経過の中でいろいろご意見があって、国においても、障害者総合支援法という形で名称も変えてきたりしているっていう経過があると思うので、あえてここで自立支援を入れるのが、ちょっと若干違和感というのか、説明し

ていただきたいなっていうふうに思っています。全体として、めざされていることを否定するものではないのですけれども、その点、よろしくお願いします。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。事務局からもお答えいただきたいと思いますが、調査はこれまでに、この資料にある実態調査以外にもされてきていますので、もちろんそれは踏まえた上でということになると思います。

あと、先ほど欠席の委員からも地域移行のことで、入所施設等の話がありましたけれども、これまで自立支援協議会や施策推進協議会でも、入所施設の在り方ということについては、文書を出させていただいたり、入所施設と地域の移動というか、地域で暮らしていて、ちょっと大変になった時に施設を利用することができるけれども、ずっと続けるわけではなくて、また地域社会に戻るといことも考えたような循環というのが必要だということが、提案されたりしていますので、そういったことも踏まえられるかとは思いますが。

あと、基本理念に関しては、事務局の方で案を作っていたので、いろいろご意見をいただいたらいいかなと思いますが、前回の5次計画の時には、自立支援という言葉が入ってまして、前回の議論を思い出すと、本人の意思というか、本人の考え方に沿って生活がつくられていくようにという意味での自立支援で、何でもかんでもADL的なことを自分でやれということではないっていうあたりのところは、自立支援っていうことに含まれていたかなと思います。

前回の時は、2016年に津久井やまゆり園の事件があって、まだちょっとしか時間が経ってない時で、障がいのある方たちが社会的に排除されるような雰囲気が世の中にあるということをメンバーの方達がかかなり気にされて、包容の言葉が後から加わったりもしていますので、その時その時の、背景というようなものがあると思いますが、今回、事務局からは一歩進んで、それぞれの人が認め合うということと、万博が行われていますので、いのち輝くという言葉をつけたかなというふうに思っています。事務局で何かありましたらお願いします。

○事務局

はい、ありがとうございます。自立支援社会づくりというフレーズは、過去を振り返りますと、第三次計画から引き続き使ってきているフレーズでございまして、社会の取り巻く状況はいろいろ変わりながらも、基本的には府がめざしてきた姿勢は一貫しているのかなという思いで、今回も自立支援社会づくりというフレーズは残したところがあるんですけれども、確かに委員が言ってくださったようなお話を踏まえまると、そういう見方もあるのだなというふうには感じたところでして、これから、いろんなご意見いただきながら、検討してまいりたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

○委員

自立をどう考えるかっていうところになってくると思うのですけれど、我々がよく言うのは、自ら律するの『自律』ですね、いわゆる大通りって言われる考え方がやっぱ大事じゃないかというふうに思っていますし、本人が本当に自由に選んで、暮らしの問題とか、そういうふうになったらできるだとか、そういう社会づくりが大事だっていうのは思っています。全体として、そういう経過と内容、目指すべきところっていうお話はわかりました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

○委員

今の話の続きですけど、いのち輝く自立支援社会づくりっていう時に、私は当事者ですけど、もう自立って言葉に疲れてしまって。なんか頑張れって、めっちゃ言われている気がします。

話を全部聞くと、ああ、なるほどって。社会全体でみんなが、障がいのある人の自立っていうのを考え、障がいのある人自身が社会で自分の意思で選択して、生きていけるように、応援しようという熱をすごい感じるんですけど、十数年言われ続けて、疲れるんですね。そのジレンマみたいなものはどこから来るのか、どう乗り越えていくのかなと思って。今の委員の話にもあったんですけど、例えば、障がいのある人とかって、地域の住民サービス全体のうまくいっていないところのしわ寄せを受けている感じを持っていて、委員からの意見に医療は地域サービスの一環という前提みたいな話があったんですけど、やっぱり障がいや病気があったりしたら、医療サービス自体受けにくかったりしているんですね。地域生活といった時に、親の同居が前提になっているとか、やっぱり、地域社会自体が育てないと、障がいのある人達にしわ寄せがあるというところで、第3次から続いているのであれば、最終案はどうあれ、全てのひとが認め合うと入れているのであれば、例えば自立支援社会を思い切って、いのち輝く地域社会づくりとかにしちゃって、地域という言葉を入れちゃう方がしっくりきます。なんか「自分のことは自分ひとりで頑張ってください」みたいな、「自立プレッシャー」みたいなものを私自身は正直感じる。他の障がい当事者の人がどこまで思っているかわかんないけど。世の中、思い切って6次で1個ステップアップして、「地域社会」とか包括的に表現してしまってもいいんじゃないかと、今の皆さんの話を聞いてちょっと思いました。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。この部分はあくまでも、社会づくりに、自立支援のためのというようなことがかかっているんで、自立を求めているっていうニュアンスでは実際にはないのですが、そういうふうに取り上げがちかなということも、理解できますね。

あと1点、この自立って言葉に関しては、大阪の場合、どっちかって言うと、行政側が言っているというよりは、障がいのある当事者団体の方が、自立という言葉を使って、それを自己決定や自己選択を重視した社会づくりというふうに使われてきているので、当事者の方から、こういう言葉を入れていくように、ずっと思われてきた部分があったけれども、こういった意見があるんだなということもわかりました。

○委員

なんか、世の中が進んできたなというのは肌で感じるのです。ステップアップしている。私が発症した20年ほど前は自分の選択権自体なかったです。病気治してから社会に帰って来てみたいな感じだったから、自分で選んでいけるようになってきているというのは、この計画の積み上げ、十何年の変化ってすごくあるから、それも踏まえた上で、計画を前に成長するのはありかなって感じがします。一方で「自立」という言葉が計画からなくなったらなくなっただ、私たちの選択権の保障はまだ不十分だって思う当事者もたくさんいると思う。そのあたりはどう影響するかっていうのは、みんなで考えてもらった方がいいかなと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。地域づくりであると、地域福祉計画とややこしくなってしまうので、そのあたりは、ご意見を踏まえて、新しい社会が変わってきた中での理念っていうのを、もうちょっと考えてみようかなというふうに思います。ありがとうございます。

はい、いかがでしょうか。

○委員

新しく生活場面で取り組むところの情報保障というものがありました。当事者として手話通訳、要約筆記、そういったものについて取り上げてもらったことは非常に良かったと思います。ただ、なかなか理解をしてもらっていない手話通訳を単に保障をするということではなくて、大阪府でも2017年に手話言語条例が策定されましたが、その中には、府民に手話言語を普及していくということが書かれています。この7年間、手話言語が普及したかということ、まだまだの状況だと思っています。

今年は、国会で手話施策推進法が成立する見通しになっております。情報保障もアクセス法が制定されてから、いろいろなところで保障が必要だというふうに言われるようになりました。あらゆるところに手話言語が必要な場面が増えてくると思います。それを踏まえると、手話言語の獲得の一行を加えていただければというふうに思っています。

障がい者理解の促進というものがありますが、まだまだ、障がい者に対する理解が十分ではないと思います。第5次計画の時にはなかったことですが、電話リレーサービスというのが2年前から始まっております。電話で相手に話す時に、これは電話リレーサービスであ

り、聞こえない人の代わりに電話をしているということを説明する。その時点で切られてしまうことがあるということがある。そういったことは、電話リレーサービスを聞こえる人がまだまだ知らないということです。そのために電話が切られてしまうという状況になっています。自分自身も切られてしまったという経験を持っています。その理解の促進ということについては、こういったことも必ず必要だというふうに思っております。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。いくつかご意見いただきましたが、情報保障のところ、手話が言語であるということ、ここ十年ぐらいの間に、その考え方っていうのは、市町村でも条例化されているところが増えてきていますので、その視点の記述っていうのはあっていいかなというふうには思います。

手話が公用語になっている国っていうのもありまして、そういう国に行きますと、あの教育を受けるとか、何らかの公的な手続きをする際には、手話でやるということが保障されているのですね。ですので、日本はまだ公用語ってことにはなっていませんけれども、手話が言語であるということを認識した上で、オプション的なものではなくて、手話で何かができるということが当たり前になるようなところをめざしていくっていうのが、大事なかなというふうには思います。

理解の促進のところについて、障がいのある方自身についての理解と、障がいのある方がどうやって暮らしているのかとか、暮らしやすくするサービスや機器があるのかってことも含めた理解っていうのが必要だといったことをご意見いただいて思いました。

事務局の方で何かありますか。

○事務局

はい。貴重なご意見ありがとうございます。今伺ったようなお話も含めて、具体的な計画の中身を定めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい。すみません。この部分も含めたご意見、後からでもいただけたらと思いますが、先が長いので、進めたいと思いますが、この議題について、いくつか確認をさせていただきたいと思っております。

資料2-1、スケジュールについてです。このような流れで進めていくということについて、ご承認いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○他委員

(異議なし)

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

資料２－２、基本構成についてです。今、進んでいます、第５次計画を大筋で継承して、今後議論を進めていきたいというふうに考えております。ただ、議論の中で、これをどこに入れるかとか、項目のタイトルとかどうするかということは、今後の修正は可能ですので、一旦はこの形で進めさせていただいて、ニーズ調査の説明させていただいてよろしいですか。確定ということではなくて、これを進めていくということです。

○他委員

（異議なし）

○黒田部会長

はい。ではこれもこの形でいきます。

資料２－３、スケジュール案についてです。６年の計画でいくということが、一番のポイントだと思いますけれど、これまでと同じ形ということになっていますので、これで進めていってよろしいですか。

○他委員

（異議なし）

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では、この内容で進めていきたいと思います。では、具体的な内容のご意見については、順番にお伺いするときに、おっしゃっていただけたらと思います。

では、議題３に進みたいと思います。令和７年度障がい者の生活ニーズ実態調査について説明をお願いします。

【議題３：令和７年度障がい者の生活ニーズ実態調査について】

○事務局

事務局、障がい福祉企画課です。よろしくお願いします。

資料３－１についてです。調査目的です。前回、同様のニーズ調査については、９年前に実施しました。現在の障がい者の生活の実態やニーズを適切に把握し、次期計画に反映するとともに、今後の障がい者施策の着実な展開に活用するために、改めてニーズ調査を実施いたします。

調査対象者について説明させていただきます。身体、知的、精神それぞれの手帳所持者および自立支援医療（精神通院）の受給者、発達障がい児者、難病患者の方を合わせて、８,０００

人の方を対象に調査をいたします。内訳は資料にお示しの通りですが、前回の調査時の回答率を踏まえて、返ってきた回答数、その有効回答数の確保の観点から、若干人数を前回より修正しており、身体 3,600 人、知的 2,100 人、精神 1,500 人、発達 400 人、難病 400 人となっております。

調査方法です。各手帳の所有者につきましては、市町村等有する台帳から無作為で抽出しまして、郵送にて配付します。精神障がい者の自立支援医療受給者の方及び発達、難病の方につきましては、精神科病院や団体様を通じて調査票を配付する予定になっております。また、回答は無記名による郵送もしくは今回よりオンライン回答を可能にしましたので、少し回答率が上がることを期待しながらなんですけれども、回答方法は2択になっています。

調査時期です。8 月、9 月を予定しております。調査を取りまとめの上、年明け 1 月頃の本部会で結果を報告させていただき、意見具申案に調査結果を反映していければと思っていますところ です。

そのため、調査票の印刷発注とかを考えて、実は 8 月、9 月に調査を実施するとなりますと、大変恐縮ですが、次に説明します資料 3-2 については、できたら、本日、内容を固めさせていただき、調査の準備を進めてまいりたいと思っていますので、ご意見、ご理解いただけたらと思っています。

それでは、具体的な調査内容について、資料 3-2 の説明をさせていただきます。こちらは現時点の事務局案になります。また、事前説明の際にいただいた意見で反映できるものについては、反映させておりますので、ご確認ください。なお、この調査票については前回 9 年前の調査結果と経年比較を行うために基本的には、項目を大きく変えない方針のもと、いくつか変更している点を説明させていただきます。

まず一つ目です。全体的に答えやすい表現になるよう語句の修正をしています。例えば、難病の方や精神の方で手帳を有されてない方であれば、「障がいがある」という表現に対してお答えしにくいようなご意見もいただいており、「障がいや病気」という表記にしまして、なるべく多くの方が答えやすいような表現に改めております。具体的に言いますと、問 9 の選択肢 2 を見ていただきます。障がいや病気に配慮された住宅が多くあることと記されておまして、前は障がいに配慮されたのみになっていましたので、ご自身を障がいとかなかなか捉えにくく、病気なのになという方が選択できないというような背景もあったやと聞いていますので、こういった点を各選択肢項目で変更しているところ です。

2 点目です。令和 4 年 5 月施行の情報アクセシビリティ法の理念を踏まえまして、スマートフォンやパソコンの利用状況等について関連する質問項目に選択肢として追加をしているところ です。問 8 のあなたが日常生活で困っていることは何ですかという質問の答えの選択肢としまして、「スマートフォンやインターネットによる手続きなどができない」、および「うまく情報を得ることができない」というような形で、情報保障についてというところを選択肢に追加しているところ です。

3 点目です。令和 6 年元旦に発生しました能登半島地震であったり、令和 6 年度に初めて

南海トラフ地震臨時情報の発表等の状況を踏まえ、防災に関して、新たな質問を追加しております。問 30 になります。問 29 の災害時については前回もありましたが、防災の観点から今回新たに追加しまして、防災グッズの準備や、選択肢 2 では障がいの特性や病気により必要な医薬品や医療機器などの準備ということで障害に関するあの特性に関する準備なんかもできる、できないというようなところを確認できたらと思っています。

4 つ目の修正です。障害年金の受給実態を把握するために、新たな設問を追加しています。障害年金につきましては、国の制度になります。大阪府として、今回の実態調査を機会に障害年金を受給されている方について確認にしようと思い、この問いを追加しています。

最後に全体の構成として、前回は冒頭に手帳の有無や等級や障がい支援区分の状況なんかに関する設問がずらっと並んでおりましたが、自分のことを長々と聞かれるところで疲れてしまうんじゃないかというようなご意見も賜りまして、ニーズなんかを本当に聞きたいところを前に持ってきてまして、後の方に支援者とか家族が、例えば手帳を見ながら書いたりできるような、本人の選択によらずにかけるところを、設問の後ろに持ってくるというような構成に変更したところです。

以上が議題 3 についての事務局からの説明になります。よろしくお願いします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。ニーズ調査についての説明でしたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員

アンケート調査に関してなんですけど、無作為で調査するというので、年齢とか障がいの種別とかバランスよく調査されるのかというのを聞きたいのと、救護施設とかの入所施設にも障がいの方がおられるので、うまいことバランスよく調査されるのかというのは調査方法でちょっとお聞きしたいと思っています。

アンケート調査の中身についてですけれども、意識決定支援については非常に我々も苦労して取り組んでいるところですけども、意思決定に関する問いかけがないので、まず冒頭どっかではないかと思ったんですけど。これは別に変えてもらわなくていいんですけど、例えば、物事を決める時は自分で決めますとか、自分で決められないので代行支援代行のこの方がしていますというような問いかけがいのじゃないかと思っています。

それと、この調査が行われたのが 9 年前ということで、コロナの感染が反映されてない、考えられていなかった。入所施設を利用している利用者が非常に大変な思いをされて、コロナは本当に大変なのですね。コロナに関してはやっぱりストレスを感じ取られると思うので、どっかは健康面のところのなんかで、感染症のことにすることは回答欄なんかに必要なんじゃないかと思います。以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。調査の方法と内容のことでしたが、事務局の方でどうですか。

○事務局

ありがとうございます。まず、対象者について、年齢は細かく10代、20代という分け方はしておりませんが、障がい者と障がい児で大きく分けさせております。年齢としては、この二種で整理させていただいております。ただ、身体障害者手帳につきましては、その中で18歳以上、18歳未満それぞれ、肢体不自由、視覚、聴覚、それぞれ種別で抽出をしておりますので、どこかに偏らないような形では留意しております。同じく療育手帳につきましても、18歳以上、未満で等級AからB2まで、精神障がい者保健福祉手帳につきましても、1級から3級まで内訳を整理させて頂いております。

救護施設のお話をいただいたかと思います。まず、いわゆる措置であるとか、施設入所の方を対象に枠を設けてはおりません。現時点での対象者としては、無作為抽出という形で、市町村ないしは大阪府が障がい手帳の交付権限がある自治体から無作為抽出となっておりますので、現状そういった仕分けはされていないという事実だけをお伝えさせていただきます。

内容に関しまして、意思決定支援への問いかけ、コロナのあたりの必要性についても、ちろん、おっしゃる通りかと思うのですが、ほかの委員の先生からのご意見も踏まえまして、項目が増えすぎるといふところのバランスとの兼ね合いを踏まえてご意見をいただければありがたいと思います。すべての回答にはなっておりませんが、事務局よりご回答させていただきます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

○委員

まず、調査の対象者のところなんですけど、経年比較をするということで前回をもとにされているだろうということは推測できるんですが、手帳所有者を母数として対象としているのであれば、その按分で調査対象者を抽出していただきたいなと。そうじゃないと、障がいの公平性って言いますか、そういうところが担保できないんじゃないかなというふうに感じておりますので、そのところ今回は無理であっても次回以降ご検討いただきたいというふうに思っております。

それともう1点、精神障がい者の特性でもあるんですけど、やっぱり、回答率が前回1番低いのが、おそらく、だんだんしんどくなって、途中でやめてしまうとかのケースっていうのが結構考えられると思われるんですね。そうすると、本当の意味ではその障がい者の実態

の調査にならない可能性があるので、そのあたりの配慮にはお願いしたいなと思っています。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では事務局の方からお願いします。

○事務局

はい。ありがとうございます。今回の割り当ての考え方につきまして、委員からのご指摘は、いわゆる母数を勘案した按分というところのご指摘だったかというふうに理解しております。今回の考え方につきましては、経年比較のため、前回の調査数をベースに回答率を踏まえて、調整した結果というところで、考え方というかアプローチが違ってまいりますので、次回調査の際には、特に精神障がい者保健福祉手帳については伸びが大きいというところは委員からのご指摘ございましたので、次回の対象者の考え方については、ご意見踏まえて、検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

1点補足させていただきますと、例えば、1番対象の割り当てが多い身体障がい者につきましては、全体の手帳所有者数は大きく増えてはいないというものの、先ほど説明させていただきました通り、身体障がいには、視覚、聴覚、内部障がいなど、複数の障がい種別をさらに細分化しておりますことから単純にここを減らしてというのが難しいところがありまして、母集団だけで議論するのが困難な点があるということだけ、ご理解をいただいた上で、我々の次回の宿題とさせていただければと思います。

2点目、精神障がい者の方は波があって、回答の難しさがあるということで、そのあたりがどこまでフォローになるかわからないですが、今回オンラインであるとか、そういったところを今回は活用させていただいたというのが一つございます。その他、もしなんかこういった点があればとか、アドバイスがあれば、ご助言いただければと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。前回6年前を迎える時は、その時に調査ができなくて、9年前の調査の結果を踏まえたということもありましたので、今回はこの部会で、ええ、この調査の結果が、最後の方になりますけれども確認できるっていうのは、いろいろ課題はあると思いますが、いいところなんか、職員の方たちは頑張ってくださったのかなというところかなと思います。

他いかがでしょうか。

○委員

先ほどの委員からのご指摘とちょっと関連するんですけども、精神障がいのある方で、

精神科病院に入院中の方の一定数は手帳も持っていないという方が結構おられまして、そのあたりも意識していただきたいなと思います。

自立支援医療を使っていて、かつ精神障がい保健福祉手帳を持っている方っていうのは、結構いらっしゃると思うんですけど、調査対象者の 750 人で重なっているところをどうしてはるのですか。

問 11 で 最後に卒業した学校というのが、この並び方でいいのかな。最終的にはこれで構わないかと思いますが、小学校卒業の人は非常に少ない。もちろん、以前には結構おられましたけど、非常に少なくなっているのかなと思います。現状、障がいのある人もおそらく高校卒業、あるいは支援学校の高等部卒業っていう方が結構おられると思います。その時に小学校を卒業しているから選んでしまうというミスリードとかがあり得るのではないかなというのがちょっと気になりました。

支援学校と小学校、中学校とかも普通学校と支援学校が違うという形で分けることが、ちょっと分かりにくいのかな。支援学校の高等部卒業の人も、自分は高校卒業していると思っではる方が結構おられるんじゃないかなと思っていて、その具体的中身として支援学校なんだけどねっていうのが、障がいのある人の中では一般かなというのも思うので、ちょっとこのあたり、他の委員さんにもそのあたり、ご意見いただきながら、若干修正したほうが良ければ修正した方がいいかなと思います。

あと、(以前の盲、聾、養護学校) ってあるんですけど、現在も盲学校と名乗っているところ、例えば、滋賀県も養護学校を名乗っており、大阪府卒業ではない方も結構おられるかと思うので、表現が正確になるように表記を意識した方がいいかなと思いました。

大学卒業の方も結構おられると思うんですけど、大学が選択肢 7 の中に入っているのも、これでいいのか、目につくのかなっていうのが、例えば大学、短期大学、高等専門学と並びの方が、まだわかりやすいのではないかなというところが気になりましたので、ちょっとこの表記をもう少し工夫していただいた方がいいかなと思います。

問 24 です。障がいのある人の中でも通院してない人もいるものの、例えば 2、3 ヶ月に 1 回の通院の方あるいは半年に 1 回の通院の方がいらっしゃると思うんですけど、月に 1 回程度の次はもう通院していないに飛んじゃうので、2、3 ヶ月に 1 回の人はどうしたらいいのって、回答できないなというようなところが気になりました。

あと、病院は診療所含むということなのだろうと思うんですけど、診療所に通院している人も、ここに入ってくるのが伝わればいいかと思いますが、(往診含む) となっているので、診療所も含むのか、その辺りが的確に伝わればいいんですけどと思いました。

最後に問 34 以下です。手帳に関する質問なんですけど、ビジュアル的にわかりにくいなと思って。例えば、問 34 は身体障害者手帳をお持ちの方について聞いているはずなんですけど、問 35 だけそのマークが付いていて、次に療育手帳についての質問でこのマークがあるので身体障害者手帳を持っている方が答えようとしたら、あれっとなって、あれっ感が出そうだなと、問 34 以下が全体的になんですけど。グレーの網掛けの仕方とかを少し工夫

するか、ビジュアル的に工夫された方がいいかなと思いました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局の方はいかがですか。

○事務局

最初の質問は、精神障がい者の 1,500 人のうちの手帳を持ちの方と自立支援医療の受給者の方との重複部分がどうなっているのか質問という理解でよろしいでしょうか。

手帳の方は、手帳を交付しております、行政から無作為抽出して選ばせていただく、医療受給者の方には、大阪精神科病院協会様のご協力をいただき、手帳をお持ちの方をできるだけ避けてという形での配付をお願いしておりますので、それぞれという形の抽出を想定しております。結果として重複される方はおられるかもしれませんが、重複者を想定した抽出という形に今はなっていないというのが現状でございます。

精神科病院に入院の方について、入院患者様の方につきましては、前回と比較の観点から、今回は対象にはしておりませんが、実は委員からのご指摘の他に、事前説明で複数の委員からも精神科入院されている方についての状態像などを調査対象にした方がいいんじゃないかというようなご意見をいただいておりますので、今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

問 11 について、全体的な表現の部分のご指摘だったかと思いますが、委員からも言っていただいたので、他委員からも何か変えた方がいいとか、アドバイスありましたら。

○委員

調査の意図がよくわからなくて、何を調べたいのかがよくわからない。これも時代だと思うんですけど、いま知的障がいの人たちでも大学や短大という最終学歴の方もいらっしゃいますので、そこはもちろん分けるべきかと思ったりもするのですが、調査の意図がわからないので、もし答えやすいということであるのならば、最終学歴は、ある一定の年齢の方よりも下になれば、重い方は支援学校というところの高等部になりますし、選択肢が小学校から入ってくると迷いが出るのは、とても納得できるお話でした。

○事務局

なるほど、わかりました。ありがとうございます。属性に関係する部分なので、前回と合わせていただいたというところがあるのですが、改めて分析をする時にどこまでの情報をキャッチしたいのかを整理させていただいた上で、ご指摘を踏まえ、修正を検討したいと思っております。ありがとうございます。

問 24 の通院のところ、選択肢が回答できない項目が出てくるのではないかというご指摘ですので、選択肢に漏れがないように修正を検討させていただきます。診療所も含む理解

で書かせてはいただいているのですが、答えやすい表現となっているのかというところを踏まえて、改めて見直しをいたします。

問 34 以降のいわゆる属性のところについて、見やすさのご指摘だったかと思います。こちらの趣旨としましては、グレースケールになっているところには、全員ではなくて、対象者を分かりやすくしたつもりで、マーキングさせていただいたのですが、全体を見た時に工夫をした方がというご指摘だったかと思いますので、こちらも改めて検討はさせていただきます。オンラインも使うことになるので、どこまで見やすさを統一できるのかは、そのあたりも踏まえて検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

○委員

問 8 と問 9 の生活にかかるところなのですが、いま聞こえない人専用の施設をつくる時に実態調査というのをやっておりますが、その中で毎回決まっていることが 2 つあるのですが、1 つは、手話通訳がほしいということ、1 つは手話を話す仲間が欲しいというのが必ず要望として挙がっています。問 9 にあります、「同じ障がいや病気のある人との交流や相談できる場所があること」があると思うのですが、問 8 のところに、同じ障がいを持つ仲間がいないという問題があると思いますので、それも問 8 に加えていただければいいかなと思います。

もう一つは、問 12 で今は聴覚支援学校に通っている子に情報保障があるのですが、聞こえる学校に通っている子、特に聞こえない大学生から要望があるのは授業に情報保障がないということ。選択肢 3 に「授業や学習の内容がわかりにくい」とあるのですが、これはちょっと意味が違うと思うのです。学習の内容がわからないのと、情報保障があるかないかという問題はちょっと違うと思うので、それも付け加えていただく必要があるかなと思っております。

もう一つは、問 23 の選択肢 5 のところなのですが、「手話や点字などコミュニケーションの訓練」とありますが、手話は言語ですから、コミュニケーションの訓練と言われると違和感があります。「言語の習得」という言い方にして括弧書きで手話なども入れていただければわかりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

問 12 の情報保障に関するところの項目の追加というご指摘について、選択肢の追加を検討させていただきます。

問 23 の選択肢 5 「手話や点字などのコミュニケーション訓練」としてありますところ、冒頭、委員から、コミュニケーションは情報取得手段ではなくて、あくまでも言語だということをご指摘いただいた箇所かと思います。事例で挙げてくださった、「言語の習得（手話・点字など）」みたいなイメージですか、適切な表現になるように修正を検討させていただきます。前回調査との比較の関係で、同じ項目として扱えるかどうかも含めて検討させていただきます。ありがとうございます。

問 9 の選択肢 8 にあります項目と同じような意図の選択肢を問 8 に追加することを検討させていただきます。

○委員

資料 3-1 の調査票の配付の仕方、正直なところ精神科通院の方で、精神科病院に通院している人はそんなに多くない実態がありまして、診療所へも配付をした方が実態に見合うのではないかなとも思います。検討いただけると幸いです。

○委員

アンケートの内容で 2 点。問 27 で、「買い物や食事」だけじゃ選びにくいのではないか。食事を楽しむ人もいらっしゃるし、ケーキづくりとか、簡単な料理を作るというのを楽しむ人もいます。買い物も限られたお財布の中なので、ウィンドウショッピングで見ながら楽しむという人もいますということだったので、この辺の表現をもう少し選びやすいような表現にしていただければ、ありがたいかと思います。

問 30 のところ、災害が起きた時、国の義務になりましたので、災害時の要援護者登録はこれでいいのですが、各自治体が一体となって進めている個別避難計画も含むとか、登録だけでなく個別避難計画している人はどこを選べばいいのか、「その他：具体的に」というのもありますけど、ここに書きづらいというのがありますので、できましたら皆さんが回答しやすいアンケートにしていただければ、ありがたいなということで、お願いをいたします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。事務局でお願いします。

○事務局

ありがとうございます。具体的な例を挙げていただいたので、非常にイメージしやすかったです。いただいた問 27 及び問 30 の選択肢について、修正を検討させていただきたいと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

ニーズ調査に関しまして、たくさんご意見いただきました。次の部会までにニーズ調査を進めていかないといけないものでして、皆さんもう一度お諮りすることができないので、いただいたご意見を事務局の方で検討していただいて、回答の選択肢等の修正でご意見いただいた部分に関しては、多分できるところできないところがあると思いますが、できる限りは取り入れたいと思います。

ただ、新しく質問項目を作るかどうかというところは難しいかもしれませんので、ちょっと検討させていただいて、私の方に、この実施についてはご一任いただければというふうにと思いますが、よろしいですか。

○委員

全体のことでご検討いただきたいことがありまして、丸をつけるものと番号を打つものがあるのですが、できれば、丸を打つ形っていうのを全体できるようにしていただいた方が答えやすいかと思うのですね。特に問 33 はページをまたいでいるということもありますけど、複数の項目に対して、複数の状況を答えなければいけないのはかなり困難なもの。今やっていること、今後みたいなのは四角に書くことになっているが、縦のラインを作ってください、そこに項目を横書きにしてもらって表形式でやったらいいんじゃないかというふうに思います。

あと、条件を課している場合にグレースケールになっていると思うんですが、問4で条件を課しているけどグレースケールになっていないところもありますので、同じにしてあげたらいいかなと思います。全体の修正になるかと思うので、できればということをお願いしたいと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。もし、他にもご意見ありましたら、事務局の方なるべく早く、具体的な修正案を含めてご提案いただけたらいいかなというふうに思っております。一旦、こちらの方に預けていただいて、事務局で検討していただいたら、私の方にご一任いただいて進めていくということによろしいでしょうか。

○他委員

(異議なし)

○黒田部会長

ありがとうございます。ここで一旦休憩とさせていただきます。

【議題4：共通場面「地域を育む」について】

○黒田部会長

それでは、ただいまより会議を再開します。

議題4「共通場面：地域を育む」についてです。資料2－2のところで、計画の構成がありましたが、場面ごとに設定されているものがありますが、それら全体に共通するところの共通場面「地域を育む」のところでご意見いただけたらと思います。

まずは事務局より説明をお願いします。

○事務局

はい、ありがとうございます。それでは、議題4「共通場面：地域を育む」について、簡単に事務局よりご説明いたします。共通場面「地域を育む」につきましては、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）におきまして、地域を育む施策をどう推進していくかを整理した現行の第5次計画から追加された場面となっております。本日の議題2でご議論いただいたとおり、次期計画においても引き続き共通場面を設けることとしつつ、その施策の方向性について整理したいと考えております。

共通場面は、全ての生活場面に通底するものであり、委員の皆さまのご意見を十分に伺いつつ、次期計画における内容の議論が必要と認識しております。つきましては、本日は、この共通場面に関するご意見を委員の皆さまから広くいただきまして、いただいたご意見を踏まえ事務局において整理したうえで、次回の部会において、再度ご議論いただきたいと思います。

委員の皆さまにおかれましては、特に、現行計画記載内容に関するご意見や現状の課題、次期計画において記載すべき・言及すべきポイントなどについて、ご意見いただければ幸いです。

なお、お配りしております資料4は、現行計画における記載内容をまとめた資料となっておりますので、あくまで参考として活用いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では、こちらからお一人ずつ5分以内でお願いできればと思います。こんなことを書き加えてほしいとか、これに関してはこういうふうに捉えたいというような、どのような形で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○委員

地域についての考え方、聞こえる人にとっての地域というのは、自分が住んでいる地域、家の周り、それが地域ということだと思います。聞こえない人にとっては、家の周りではな

くて聞こえない仲間が集まるところ、それが地域という考え方を強く持っています。家の周りの人は手話ができない、コミュニケーションができない。それだったら手話のできる仲間、通じる仲間がいるところ、そういう考え方で聞こえない人の施設とか、そういったところが今できてきています。その中には、聞こえない人専用の老人ホームや聴覚重複障がいのある施設もあります。

けれども残念なことに、本人の家族が聞こえる人の場合、手話ができない場合もあります。そこではなくて、そういう専用の施設には入れなくて、その聞こえる人の施設に入るといった場合もあります。そうすると、ご本人は手話でコミュニケーションができない。孤独に孤立されてしまうということです。そういった課題があります。

資料の（４）の最後のところに、行政、地域住民に合理的配慮の実践を呼びかけるというふうにあります。良い計画を作っても、自分が住んでいる自治体の対応が悪かったら、これは徹底されないことになってしまうと思います。

実際にあった例なのですが、聞こえない高齢者が市役所に行って、市の通訳者に電話通訳を依頼しました。それを断られてしまったのです。電話リレーサービスがあるので、自分で登録をして、それを利用するようと言われてしまったのです。電話リレーサービスは、公的なインフラですけれども、あれは、登録制になっています。聞こえない高齢者にはハードルが高いものなのです。

それがあから、手話通訳の業務を放棄してしまうということは、決してあってはならないことだと思っています。合理的配慮の考え方から、行政は、施設についても手話通訳を保障するという考え方がありますが、市役所がその通訳を派遣しないということが出てきてしまいます。公的な施設では手話通訳の保障が必要ということで、市役所からの通訳を派遣しないというような実際の例も出てきてしまっています。例えば、市内の税務署に行く時に会話が必要なので市役所に通訳を頼むと、市の考え方としては、税務署がきちんと通訳を保障しないといけないという考え方を持っていて、市からの通訳を派遣しなかったという事例がありました。それが制度の壁によって保障しないといったことが出てきています。そういったことがないように、決定をきちんとしていく必要があるのではないかと思います。

資料４の（５）ユニバーサルデザインの推進についてです。２番目の所に、先進技術の活用による意思疎通支援や情報保障の充実と書いてあります。これはハード面の話だと思います。一方、ソフト面について言うならば、外国とか手話言語の習得、それが、ソフト面でのユニバーサルデザインだと思います。

３番目にそういったことを加えていただけたらと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。私はまとめたり、答えたりはしませんが、次回の時に、いろんな形で文案等を反映させていくようなことで、検討していきたいと思います。

○委員

改めて、今日のためにこの共通場面「地域を育む」を読み込んできました。非常にわかってくださっている書きぶりもあったのですが、6年経った時にそのことに手をつけたのだろうかという疑問が残る部分もありました。一方、6年間でますます変わったというか、問題が大きくなったなというところもあります。

まず1点目、知的障がいの世界で言うと、圧倒的な支援者の人材不足です。本当に求人をかけても人が来ないということと、でも人は必要なので、もっと高い質の人をと思っても、そこを求められなくて、質を求めていくことができないということは、質が悪くなっていくという問題が起きていて、そのことに急に改善されるような状況になるはずがない。日本の人口がどんどん減っていくという問題は、もう今回の計画の中には非常に大きく入れなければいけないのではないかと考えています。当事者としては、質が低かろうがいなくて困るので、この支援者でいいかという我慢と、そんな人さえいないのだという時にようやくヘルパーさんとお出かけするようになっていた知的障がいの人たちが、母親と外出をするという、そんな時代がまたやってくるかもしれないという恐怖に苛まれています。

もう1点は、一方で、じわじわと広がってきているのが営利目的でサービスに参入されて来られる方たちです。それを一概に悪いことだとはもちろん申しませんが、その結果が、『恵（めぐみ）』というグループホームのような、とてもひどい、本当に何も言えない人たちに、貧しい食事やひどい支援、介護をして。親は分かっているけど、家に戻ってきてもらっては困るみたいな状況になって、本当に心と自分の命を縮めていくような生活をしているというところにつけ込まれてしまった。こういった問題も、これからは多分、雇用率ビジネスみたいなものも大阪ではどんどん広がっていくと思います。そう思うと、当事者としてはどの支援者を信じたらいいのか、誰に相談したらいいのか。さっきのアンケートで、相談するところがないとは思いますが、本当に頼れる相談するところはないなっている人が多いのが事実です。そういったことをどのように今回、共通場面の中に入れていただけるかなと思っています。

一方、『恵（めぐみ）』のような虐待をするのは支援者だけではなく、大阪も養護者虐待が非常に多いですね。親が虐待する場合、多くの場合は知的障がいだと思っております。もし、そのように虐待をする親を責めるのであれば、その親に対してどれほど情報提供がされているのでしょうか。親にとって必要な学びの場はどこまであるのでしょうか。ギリギリの虐待せざるを得ないところまで親を追い詰め、一切助けずに、ひどいことをして、初めてひどい親と言って対応するというのがこれまでのやり方です。そうではなくて、早い段階からもっと家族を支援する、親を支援するという形にすれば、そういったことも減りますし、親が権利擁護意識を持って子どもと接するということが虐待防止には、一番大事なことだと思っています。そう思うと、親が孤立しないように、家族が孤立しないようにというのは、いっぱい書いてくださっているのですが、この6年間、公的なそういった場はなかったように思

います。いま一度、親や家族というところは支援・介護のど真ん中におりますので、そこへどのような情報提供や支援をするのかということや、親のエンパワーメントをどう高めていくのかというところの視点も置いて、共通場面を作っていただけたらありがたいなと思っております。

○委員

ぜひ、意識的に入れていただきたいというのは、人権的な要素が入ってほしいなと思っています。「地域を育む」と書いてあるのですが、具体的に中身が悲壮感に溢れた文言ばかりになっていて、本当は障がいがある人も障がいという生きづらさはもちろん抱えているのですが、自分なりに人生を全うするというのはみんな共通だから、住み慣れた地域あるいは自分が住みたいと思う地域で暮らせる社会、温かい社会、優しくなくてもいいかもしれないですけど、自分がほっとできるような地域を育ていくためにっていうところで考えると、差別とか虐待はもちろん大事なのですが、虐待がないのは当然であって、もうちょっと自分の人生をつながり持ちながら社会で暮らせるという、そういった地域がいいのではないかなと思って、少し次のステップに進んでいけたらいいと思っています。

2022 年の国連勧告で、障がいの医学モデルを超えて、もちろん社会モデルをさらに超えて、今度は人権モデルという言葉がノーマルになってきておりまして、やっぱり障がいのある人が本当に人権をちゃんと確立して、地域で生きていけるのだと。ただ、そうは言っても、日本社会全体が本当に悲壮感に苛まれていて、障がいのあるなしに関わらず、なんか悪口の言い合いとか、妬みとか、本当、格差がどんどん広がっていて、私たち自身が安心できる社会になっていない。これなぜなのかと、地域が育まれてないからだということになっているかと思うので、「地域を育む」というのは、私たちが安心できる、障がいのあるなし関わらずの安心できるというベースを意識づけながら、可哀そうな人を守りましょう、理解してあげようばかりじゃなくて、もうちょっと主体的にというところが生かせるといいかなと思っています。

○委員

私たちの世界では、いま大変住みにくくなっておりまして、高齢化が進んでいまして、一人暮らしあるいは障がい者同士で生活しているのですが、家の中ではなんとか暮らせるんですが、一歩外に出ようとすると、一人では出られない。そのために、ガイドヘルパーを要請しなきゃいけないのですが、買い物とか、自由な時間は取れない。やっぱり買い物にしても遊びに行くにしても、月の制限時間というものがあまして自由には使えない。

そして、家族と一緒に住んでない人もおりますので、家族に見てもらっている人が少ないように思っています。それがあから故に、デイサービスとかに行っても、皆さんの中で一緒に見てもらってはいる人もいますが、なかなか一緒に行動ができなくて、放ったらかしにされている人の方が多いと聞いています。

また、若い人たちでも、せっかく視覚支援学校を出ても、その後、仕事に就けない人がたくさんおりまして、以前だったら皆さんそれぞれ専門学校を出ているから、マッサージの仕事とかいろんなことができたのですが、今は重複障がいの人が多くて、仕事に就くっていうことができない人が大変多く、そのようなことを以前から大阪府の方にも言ってはいるのですが、なかなかそのような生活に対する保証がないというのも聞いています。

また、今はスマートフォンやタブレットの世界になっておりまして、私たちににとって一番苦手なことで、買い物に行っても自分でレジしなきゃいけない、食べ物屋に入ってもタブレットで注文しなきゃいけない。今やっている万博にしてもウェブで取らなきゃいけないということで、皆さん、本当に困っていることが多すぎて、どのようにしていいかわからないんですけど、これから皆さんよろしくお願いします。

○委員

まず、「地域を育む」全体的なところですけども、冒頭で室長のご挨拶にもあったように、旧優生保護法の問題のことについてきちんと取り上げるべきではないかなというふうに思っています。差別と偏見のない社会をつくるということが土台にあるべきだというふうに本当に思いますので、その点について、何らかの言及が必要ではないかというふうに思っています。

それから、生活場面を6つに分けて考えるというふうなことで提案されている中身です。中身はこれから一つひとつ深めていくことにもなると思うのですが、基本的にはそれを踏襲して考えていくということだと思います。踏襲するにしても、さらにその内容を深めていくっていうことが必要かなというふうに思っています。

具体的に何点かお話をしたいと思うのですが、例えば、合理的配慮の提供について義務化をされたところですけども、どうしたらいいかわからないという市民の皆さんの声とか、実際あると思います。大阪府内のいくつかの市町村で合理的配慮の提供に関わって、市町村が独自でさまざまな援助をするということを施策としてやっているところがありますけど、先日、泉大津市のたこ焼き屋さんにお話を聞く機会があって、そこはその施策を使って、車いすユーザーの来た時に、机の座面が調整できるようなものを導入しているのです。それは、最初はわからなかったけど、その人としっかり話して、必要だということで、入れはって、結構みんな通っているという話をしていました。やっぱりそういうこといろんな意味で後押ししていくってことが、行政や計画には求められるのではないかと思います。

それから、関係機関による強固なネットワークの構築というところがありました。今後は市町村代表の方もこの部会に参加されるってことがあるのですが、我々のところに寄せられる相談の中で、多くはやっぱり市町村による取り扱いの違いっていうことが寄せられます。先日も、ある精神障がいのある方が、いま住んでいるところから別の市に引っ越しをしたけれども、今まで使っていた事業所が自分にとってはいいので、そこを使いたい

とおっしゃっていて、いわゆる在宅ワークをされているのですけれど、転居したところの市町村は在宅ワークを認められないと言っていて、どうしたらいいですかというご相談だったのです。制度的にはそれが認められてないわけではないですし、関わられている事業さんがおられるので、きちんと相談してほしいってお答えをしたのですけれど、やっぱりそういうことが、いくつもいくつも寄せられるというような状況があるかなと思っています。

それから、支援者不足の問題で、当事者の方から寄せられる声としては、やはり本当に来てほしい時に来てもらえなくなっているということで、生活がずっと締められてしまっているという現状も寄せられている。計画の本来は、障がいがある方々の生活を支えるためにあるものですので、ぜひそうしてほしいと思います。

最後に、計画を作った段階で、どうしてもそこから漏れてしまう、谷間に置かれるような人たちが必ず出てきてしまうのです。先日も聴覚障がい児の方々が移動支援を使えないというお話をされていて、でも実際に手話が必要な方に制度を届けられないっていうのを聞いて、やっぱりまだまだ足りないところがあるのだということを実感したのですけども、そういった谷間のことも一定は想定しながら包含できるようなところは、計画として必要かなと思っています。

○委員

まず、人材の確保・育成ですけど、本当に人材の確保には苦慮をしています。特に、大阪にある 80 ほどの入所施設の施設長さんで、新卒を諦めているというような施設もあります。

ベネッセコーポレーションが 2023 年に調査したことがあって、今の中高生に興味ある業界を聞いているアンケート調査があります。なりたい職業ではなくて、興味のある業界で、女子の学生は 1 位が医療・福祉、男子は 4 番目に医療・福祉がある。高校を卒業して、大学を卒業して、進路が変わった方に行くというような現状があって、そこは、いま小中学生を持つ親御さんに、福祉の仕事はこういう仕事ですよというのを我々大阪府の中心となって PR していくのが、まず人材確保のワンステップかなということを思っています。

入所施設は、待機者がたくさんおられて、その待機者は支援区分 5、6 かつ強度行動障がいの行動関連項目で 10 点以上の方がたくさんお待ちになっています。そういう中で入所施設はセーフティーネットとして、これからも大阪の中ではやっぱり必要なのということ、伝えていかなければいけないのですけど、それを伝えていくにあたっては、やっぱり地域の核となって、地域に貢献するであるとか、例えば災害時には入所施設に避難所を設けて、地域の人を助けるといった努力も必要だと思っています。入所施設の必要性をしっかりと計画に盛り込んでいただきたいと思います。

あと、大阪は虐待事案が非常に多くて、虐待であるとか不適切な事案が起こったら、それは、その事業所が、生まれ変わる、さらにステップアップするチャンスだというふうにも捉えられます。虐待について数字だけが先走っていくと非常に困るのですけど、それは生まれ

変わるチャンスだというふうに前向きに障がい者計画の中にも書いていただければいいかなと思います。

○委員

障がい者雇用を推進するような企業の団体に3つほど関わっていて、役員とかもさせてもらって感じるということなのが結構いろいろあるのです。特例子会社とか、障がい者雇用を考えておられる企業っていうのは、そういうことをメインじゃないですけど、担当の方がおられて意識してやる方が多いんですけど、通常の企業は、ほとんど障がい者のこととか、障がい者雇用をそんなに意識しているわけではない。僕も経営者やっていて、経営者の項目を上げて、インクルーシブ雇用とか障がい者とか合理的配慮提供義務とかというのを考えて、何%ぐらいかと言ったら、たぶん2、3%あるかどうかという現状。それほど、経営の中で考える要素のところで、少ない団体の代表でこれ見ていまして、「地域を育む」というところで、何が企業の団体と言えるのかなと思ったのですけれど、僕はいろいろ活動して思うのですけど、企業も実は地域資源の一つで、その地域資源をうまく活用していただいたら、福祉のところで活用していただいたら、地域が作れていくような現状と一緒に作れる感じになるのではないかなと思っている。企業がそういう意識があんまりないですし、こういう計画を見ても、企業を巻き込んで何かしよう、地域づくりをしようという意識がほぼないですよ。だから、そういうところは、僕も大阪府と一緒にいろいろ活動、別の団体で活動したりとかする中で、やっぱりやっていけないといけない。そういう意識づけをどんどん広げていけないといけない。そういう意味では、理解の促進というところは、企業に対してはまだまだ必要で、福祉から見た企業の地域資源での活用というのは、まだまだ進んでないから、これから進めていかなきゃいけない現状なのかなと思って、意見が言えれば、意見を言おうと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

難病という障がい自体、前段のアンケート調査の対象となったのも、前回のアンケートが初めてなのです。そもそも、自分たちも障がいというのが何か、自分たちは手帳も持っていないし、動けるときは助けはいらないとか、いろんな違いがある中で、自分らが障がい者であるという意識が薄い。

でも、確実に生活の中で困っている。こうやって皆さんの議論に入れてもらって初めて勉強すること、気づくことがいっぱいある。日々、自分たちは健常である人と障がいのある人の狭間にいる。

体調の波もあるし、制度面でもそうだし、障がいの定義が社会との相互関係と変わっていきの中で、社会の雰囲気とか社会の文化みたいなものが変わってくれることで、生きやすくなったというところがある。当事者だけが頑張っても仕方がないところで、社会全体が暮らしやすくなるために発想を変えるということをたくさんやっていくことが、理解していくと

か、社会が障がいのある人を包括していくとかに繋がっていくと思っています。

例えば、障がい理解の推進というところに、難病や発達障がいなど外見から分かりにくい障がいを含めた障がい者の理解を含むと書いてある。例えば「難病の人たちにはどんな障がいがあるのか理解したいから、理解できるように発信してください」と、ある自治体から、お題をもらっていますが、毎回の原稿を何も書けないと苦労していて、自分たちの困りごとを自分たちで言語化できてないところがあるのです。社会の当たり前が、当たり前に染み込みすぎていて、困っていると言えないとか、困っていると言っているものかどうか分からない。言語化できないところをどうやって言語化して、周りに伝えて変わっていくところまで持っていくかということの難しさを日々、感じている。

仲間と話していても、どっかで自分はお世話されている存在みたいなふうに捉えてしまっていて、自分たちも社会の一員と主張していいというのはやっぱりないというか、健康な人に合わせないといけないというか、そういうところが自分たち自身にある。本当は純粋に困っていると言っている。

人に伝わる、社会に伝わるために、形にしていけないといけない。皆さんと勉強しながら考え続けて、ちょっとでもこの計画に取りこぼされがちな人たちが入っていけるように、自分たちもこの計画の一員であるということがわかるように、本当はニーズがあるけど取りこぼされがちな人たちに目を向けられるような計画を作っていくために役立てるかなと思っています。

○委員

この計画に対する思いというところで言うと、他にも4市ほど計画に携わっております。やっぱり大阪府の計画ということを見て、参考にしながら計画立ててやっていきます。この項目が府の方に入っているから、市でも入れないといけないねということやるんですけど、項目だけ入れたとしても、各市のなかで、実体化していかないということがあるのです。

今後この計画を各市の中で実体化していくのにどうしたらいいのかということを考える必要あると思っていて、各市で取り組まれているいい取組というのが、この計画の中で読み取れる、この市はこういうことやっているというのがあって、このアイデアはうちの市でも取り入れられるねというふうな展開があるといいなと思っています。

打ち合わせの段階でも、少しお話ししましたが、ぜひ、本当は大阪府から全体でやってほしいことのひとつとして、アウトリーチの活動というのを入れてほしいと思っていて、重度の障がい者の方で家族介護になっているというような方たちに対して、サービス利用をしてないのであれば積極的に家庭訪問を行っていくというような活動というのが岸和田市で始まっています。そういったところを入れられないか、なかなかこの計画には難しいですという話もあったのですが、グッド・プラクティスとして、入れてもらうというのはできるのではないかなと思います。

そういうのを見て、こういうのもあるのか、うちでも参考にできないかなとか、先ほどの

差別解消法の補助金などもそうですし、災害対応なんかも結構進んでいる市も出てきています。個別避難計画がかなり作成できているという市も出てきています。あと、今回の調査でもそうですが、精神科入院の患者も含めて、次期計画に実態調査として反映させるということを行っている市も大阪府下にあります。重層的支援体制をしっかりと障がい分野から上げるような体制にしているような市もあります。そういうグッド・プラクティスを前回いいコラムが入っているのですが、同じようにそういったものがあればいいなというふうに思っています。

○委員

18歳の壁というようなニュースでもよく聞く、18歳成人になりましたが、成人にならなくても、福祉のサービスは18歳で切り替わります。誕生日で18歳になりましたから、子どものサービスはこれでおしまいと言われるでしょう。18歳で高校を卒業するまで続けてもいいですよという市町村と、障がい者のサービスがあるから切り替えてくださいと誕生日できっちり終わってくださいというような市町村がある。地域を育むというのは、地域差をなくすということの大事さではないかなと痛感をしているところです。

住まいの確保に努めるというところが、大きく上がっておりまして。グループホームに入りながら日中どこかで活動される、お仕事されるという生活を地域移行の一つだと考えるならば、グループホームとってもいいとこ見つけたのだけれども、近くで働きたいところがないとか、働きたいところを見つけたけれども、近くにグループホームがない。それでどちらかを諦めるという子どもは、とても多くなっています。

自分の暮らしを自分で決めるという意味決定がこの計画の目標であるならば、『地域を育む』というのは、先ほど、地域の会社も施設も地域の環境の一つだというようなお話がありましたけど、まさにそうだと実感しております。『地域を育む』に意思決定支援が加わりましたのは、とても大事だなと思って、喜んでおります。子どもたちの自己実現に向けて、私たちは支援するという使命を持って、子どもたちを支援しております。将来的には自分がしたいことを叶えられるよということを子どもたちに教えている。それを叶えられる地域になったらいいなというのを、とても感じているので、それがこの計画の中に入れていただきたいなというふうに思っているところです。

あと、切れ目のないライフステージに沿った支援という言葉がよく聞こえてきます。そうすると小さい乳幼児の間は保健機関というのが大事になってきますし、その後、教育機関が入ってきます。就職、日中活動先を考える上で、今は支援学校などでも、高校1年生から自立支援計画を先生たちと立てるということが始まってきていまして、どんな風に過ごしたいかというようなこともやりかけています。少しずつ、子どもの社会が変わっているということを大人の方は認識して、施策、重要点みたいなものを受け入れていただきたいと思う。これが一つの意思決定支援でもありますし、福祉以外の保健とか教育機関との連携をどうしていくかってことが、これからこの計画にも入って行くべきではないかなと思っています。

ます。

最後にやっぱり人材育成、人材確保ですね。資料4（3）で人材確保・育成ということを入れていただいています。是非ともしっかりと取り組んでいくべきことと認識して、賛同いたします。

○委員

当会の会員さんは、高齢化が進んでおりまして、会を開催すれば『8050』、言えば『9060』で、親なき後の話で持ち切り。そこで期待しているのが、やっぱり、地域支援というところが、すごく期待をしているので、質の向上というのがお題目だけではなく、本当に向上できるような意見の提案とかができたらいいなと思っております。

現状、特に具体的に困っているのが、最重点施策のなかにも入所施設や精神科病院からの地域生活への移行ということが非常にありがたいお話なのですが、医療中断して、地域から隔絶、孤立している方々がおられまして、不安定になると家族で対処しきれない問題行動が実際に起こっています。「保健所に相談に行っても、訪問してもらえず、連れてきてほしいと言われる。連れて来られないから相談に来ているのに」というケースとかの相談も結構上がっております。アウトリーチチームの創設というのは特に切望しているところでして、地域にもつながらない、医療にもつながらない、家族だけでケアして、ますます孤立しているというところに行政の方から手を指し伸ばしていただけるというような体制を大阪府全体でやっていただければ、安心した地域生活が過ごしていけるのではないかなというふうに、私たちはすごく考えて、熱望しているというのが現状です。

その他、たくさん課題はありますので、長くなるので、この辺りにさせていただいて都度発言させていただきたいと思います。

○委員

いろんなことを聞かせていただいて、教えていただいて、大変だなと。僕は、結構高齢化が進んでいる泉北ニュータウンで医者をしていまして、だいたい80歳代の高齢者を相手にしていますので、難聴になって、コミュニケーション取りにくくなるで、そんな人は携帯を持ってきて、音声入力したら文字に変わってくるようなことをやったりする人も診ています。医療も福祉も財源を絞られ、働く人の数も、どんどん減るという中では、そんなに簡単に最適解を見つけることはできない。ただ、やっぱり高齢者の問題で言いますと、70代、80代の人間で、社会に出て、いろいろ社会での役割を持ってもらおうと、みんな元気になっていく。集まれる場がある人はものすごく元気ですね。

だから、高齢者の場合もピアサポートというのがナチュラルにできているということは非常に多いかなと思います。だから、障がいの方々も、アンケート調査での議題で「同じ仲間が集まれる場所が欲しい」といったことをおっしゃられていたかと思いますが、まさしく、そういうところが必要で、そういうところでいろんな情報交換がなされたら、営利目的の企業

なども防ぐことができるかもしれないと期待するところです。

やっぱり当事者の方、ご家族、それから地域の人たちが、やっぱりある程度力を合わせるということが必要になってくる。そうすると、やっぱり地域の中に障がい者の方もデビューしていただかんといけないのかなと思います。個別支援計画とか個別避難計画とか、いっぱい作っても、多分実際に機能しない場面はいっぱいあると思うのです。ですから、レスピレーターが付いている医療的ケア児の方が能登半島地震で被災されて、そこはなんとかうまくいったのだけど、そのお母さんが一番感じたのは、やっぱり地域の人、近所の人に助けてもらうことが一番、助かったとのことで、「私が今やっていることは、『おはようございます』『こんにちは』『ありがとうございます』とか挨拶です」みたいなこと言っている。なるほどと思ったのですが、やっぱりそういう視点も必要で、すべての問題解決するような魔法の杖はこの世の中が存在しませんので、一つひとつ、頑張らないといけないのだろうなというふうに思います。

○委員

まさにここに書いてある通り、やはり障がいのあるなしに関わらず、自分の生まれ育ったところで安心安全に暮らす、それが究極の地域で育つ環境だろうと思うのです。そのために我々、微力なのですが、大阪市、堺市を除く 41 市町村で約 8,000 名弱の民生委員児童委員が地域福祉で活動をさせていただいているのですけど、ここに書いてあることは、我々も障がい部会、児童部会、高齢者部会といった三部会で、各市町村、いろんな良い取組事例を発表しながら、少しでもお役に立てることがあればということで、みんなで話をしながらやらせていただいております。また、これから個別に、ここに網羅されている我々も課題として抱えているもの、日常活動する中で困っていることもございますので、また、皆様と一緒に教えていただければありがたいなと思います。

○委員

皆さんのお話を聞かせていただいて、私はこんなに皆さんみたいに上手に言語化できないですけども、少し総論的な話にしかありませんが、本当に他の委員さんがおっしゃっている通り中で、特に、はじめの方で委員がおっしゃっていらっしゃるような権利条約のことを踏まえて、障がいというのをネガティブなものというふうに捉えるんじゃなくて、社会との相互作用によって発生するハードルという捉え方に世界は変わってきているのに、日本は相変わらず、障がい者を弱者として、助けてあげるべき存在、あるいは先ほどいろんな委員がおっしゃっていたように、お世話をされる存在、してもらっているといったことが、やはり前面に出すぎているというところを変えない限り、障がいのあるなしに関わらず地域で暮らすっていうところに行き着かないっていうところをすごく感じています。

特に、知的障がいのある ASD の方は、手帳としては療育手帳ですけども、特性はバリアリの発達障がいなので、いろんなあの難しさがあるので、やはりユニバーサルなモデルと

いう風に言われても、なかなか般化できるものではないのですが、一方で合理的配慮と言って、一つひとつのことに対応するということでは、あまりにも個別性が高すぎるし、医療モデルを進めていくっていう限界もあります。そういった時に、どうするのかというと、最終的には本当に地域で生きていくためには、まず全体の理解、要するに理解をするためには自分と相手がどういう人間なのかというところをできるだけ外から見て分かるようにしなきゃいけない。特に、発達障がいの場合はそこが難しいというのが何度も出てきていますけれども、じゃあどうすればいいかという時に言語化が難しいという話があった、まさにそこですよね。

私たちはやはり可視化っていう部分にすごくこだわって今までやってきています。やはり、外から見てわかるようにするっていう方法は、いろんな形があると思っていますので、例えば機器でわかるようにするというのも一つですし、いろんなアセスメントを使ってわかるというのもそうですし、もっと単純にはお互いがお話をするということで、わかってくる。そうなってくると、安心安全にしゃべれる場所があるというのがとても大事っていうところは、本当にその通りだと思います。

発達障がいの自助会に多く参加させてもらっていて、一つは自助会のサポートを 50 回超えてやらせてもらっている。行ってみると、全く自分でうまく自分のことを話せない、知的にそれが表現できない人たちもいっぱいいるのですけれども、逆に ASD の場合は、ものすごく独特の表現で素晴らしい文学的表現で自分のこと言語化ができる人たちがたくさんいる。そういう人たちがなぜ困っているかっていうと、自分の困っている部分ではなくて、障がい者だとわかった瞬間に関係のないところまでサポートされてしまう、本当にサポートしてほしいところはしてもらえないもどかしさがすごくあるといった話が多数出てきます。まとめますと、これからどうにかして、障がい者を弱者と見ない社会、可視化をして場面が変われば自分もサポートされる側になるけれども、障がいがあったとしても誰かを助ける立場になることもできるっていうような観点がどこかに書き込まれないだろうかということをととても感じているというところでございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。皆さん、いろいろご意見ありがとうございました。事務局の方できっちり整理をしていただいて、いただいた意見を反映させていきたいと思いますが、引き続き、残っている課題もたくさんあると思いますし、新しい時代というか前に進めていくため計画として作りたいというところもありますので、事務局の方で、しっかりと整理をして進めていただきたいと思います。

いただいた意見踏まえて、事務局よりご意見いただきたいと思います。

○事務局

皆様、本当にそれぞれのお立場からの貴重なご意見、ありがとうございました。今日のこ

のお時間だけで、すべてを整理しきる自信がないですけど、これから年度末に向けまして、6回にわたって会議をお願いすることになりますので、その中で少しずつ、事務局として整理したものをお示しさせていただきながら、その都度、ご意見やご助言をいただければと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。本日、本当にありがとうございました。

○黒田部会長

ありがとうございます。長くなっていますが、何か言うのを忘れたというようなことがありましたら、少しお時間ありますので。

○委員

アンケートのことで、先程、委員の指摘を聞いて、医療の通院のところは私自身、答えられないということに気づきました。私は病状が安定しているので、月単位ではなくて年単位の通院スケジュールで、数か月に1回の通院なのです。地域に出られている人ほど、そういう人が多いと思う。本当に自分が経験しないと本当にわからないものだと思ったのです。

やっぱり、その他をつけるとか、何か月に1回とかにしてもらうとか、工夫してもらった方がいいかと。やっぱり当事者の意見とか、いろんな人の意見が大事だと思いました。

○事務局

率直なご意見、ありがとうございます。選択肢ですべて網羅するのは難しいのかなとも考えておりまして、自由記述の欄を設ける可能性も含めて、検討させていただきたいと思えます。ご意見ありがとうございました。

○黒田会長

ありがとうございました。では、今回は「地域を育む」を含めて、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」と合わせてご議論いただきたいと思えます。

先程、委員がおっしゃっていただいたように、皆さんのお話聞くと、いろいろ頭で浮かぶと思えます。次回まで待つことなく、何か早めに伝えたいことがありましたら、メール等で事務局の方にお知らせいただきましたら、これは本当に助かるんだと思えます。たくさんご意見いただいた方がいいと思えますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。一旦、事務局の方にお返しいたします。

○事務局

黒田部会長、またご出席いただきました委員の皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。部会長の方からもご発言いただきました、第2回計画策定検討部会につきま

しては、本日、ご発言いただいた共通場面「地域を育む」のご議論を再度させていただくと、生活場面の1つ目「地域やまちで暮らす」の2点について、ご検討いただきたいと思っております。

日時は、皆様のご都合をお伺いいたしまして、ご出席可能な委員の皆様が多くございました、7月18日金曜日の午後とさせていただきたいと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回第6次大阪府障がい者計画作成検討部会を閉会させていただきます。